

## 質問回答

平成 26 年 4 月 7 日

「スーダン国ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト」

(公告日:平成 26 年 3 月 12 日 / 公告番号: 7) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.6 (7) 収集・運搬・中継・最終処分に関するパイロット活動の実施	<p>パイロットプロジェクト予算 1,300 万円については、具体的な内容が決まった段階で費目間流用等にて対応することになっていますが、これら手続きにはどの程度の期間を要すると考えればよいでしょうか？</p> <p>また 1,300 万円のうち、内容が決まったものから順次で使うことはできるでしょうか？それもと全額の内容が決まったからでないと、使うことができないでしょうか？</p>	<p>パイロットプロジェクトの予算流用手続きとしては JICA 担当部署 (地球環境部環境管理第二課) との合意のうえ、必要に応じて打合簿を交わすこととなります (原則として、契約変更の必要はありません)。これら合意が得られ次第、費用の使用は可能となります。</p> <p>また、パイロット活動については、上記担当部署との合意のうえ、内容が決まったものから、順次予算を使うことは可能です。</p>
2	P.6 (9) カウンターパート (C/P) の研修	<p>本邦研修の実施にあたっては、「研修を含む法人一括契約受注者用マニュアル」を参照するよう記載がありますが、新ガイドラインである「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン (2014 年 4 月版)」を参照する必要はありませんか。(但し、この新ガイドラインは、2014 年 4 月 1 日以降の公示案件に適用すると記載あり)</p>	<p>「コンサルタント等契約における研修員受入事業ガイドライン (2014 年 4 月版)」については、JICA の HP でお知らせしている通り、2014 年 4 月 1 日以前に公示された案件においても、2014 年 7 月 1 日以降に研修詳細計画表を作成する場合は適応します。本プロジェクトの場合、C/P 研修は 2015 年度以降に予定しているため、当ガイドラインを適用するようお願いいたします。</p>

以上